

発注基準

現行（R6.4～）

工種	設計金額	ランク	指名業者数	構成	入札方法	備考
土木工事	130万円以上 750万円未満	C	最低入札 執行者数 2	単体	条件付一般競争入札	最低制限価格
	750万円以上 2,500万円未満	B		〃	条件付一般競争入札	最低制限価格
	2,500万円以上 5,000万円未満	A		〃	条件付一般競争入札	最低制限価格
	5,000万円以上 2億円未満	—	最低入札 執行者数 1	〃	(総合評価落札方式) 一般競争入札 (県内)	最低制限価格
	2億円以上	—		単体 JV	〃	最低制限価格
舗装工事	130万円以上 500万円未満	C	最低入札 執行者数 2	単体	条件付一般競争入札	最低制限価格
	500万円以上 1,200万円未満	B		〃	条件付一般競争入札	最低制限価格
	1,200万円以上	A		〃	〃	最低制限価格
その他の 建設工事 （建築工事 電気工事 その他）	130万円以上 5,000万円未満	—	5以上	単体	指名競争入札	
	5,000万円以上	—	5以上または 最低入札執行者数2	単体 JV	(総合評価落札方式) 一般競争入札 指名競争入札	最低制限価格

※ 入札方法は原則としてこの表の区分によることとし、指名審査会で他の入札方法による場合もある。
※ 水道事業の入札案件については、水道課で入札手続きを行う。

改正（R7.4～）

工種	設計金額	ランク	指名業者数	構成	入札方法	備考
土木工事	200万円以上 750万円未満	C	最低入札 執行者数 2	単体	条件付一般競争入札	最低制限価格
	750万円以上 2,500万円未満	B		〃	条件付一般競争入札	最低制限価格
	2,500万円以上 5,000万円未満	A		〃	条件付一般競争入札	最低制限価格
	5,000万円以上 2億円未満	—	最低入札 執行者数 2	〃	(総合評価落札方式) 一般競争入札 (県内)	最低制限価格
	2億円以上	—		単体 JV	〃	最低制限価格
舗装工事	200万円以上 500万円未満	C	最低入札 執行者数 2	単体	条件付一般競争入札	最低制限価格
	500万円以上 1,200万円未満	B		〃	条件付一般競争入札	最低制限価格
	1,200万円以上	A		〃	〃	最低制限価格
その他の 建設工事 （建築工事 電気工事 その他）	200万円以上 5,000万円未満	—	5以上	単体	指名競争入札	
	5,000万円以上	—	5以上または 最低入札執行者数2	単体 JV	(総合評価落札方式) 一般競争入札 指名競争入札	最低制限価格

※ 入札方法は原則としてこの表の区分によることとし、指名審査会で他の入札方法による場合もある。

現行（R6.4～）

種別	設計金額	ランク	指名業者数	構成	入札方法	備考
測量・設計 コンサルタント	50万円以上 1,000万円未満	—	5以上	単体	指名競争入札	
	1,000万円以上	—	最低入札 執行者数 2	〃	（総合評価落札方式） 一般競争入札	

※ 入札方法は原則としてこの表の区分によることとし、指名審査会で他の入札方法による場合もある。また、
※ 総合評価落札方式及び最低制限価格は、建設コンサルタント業務、建築設計業務を対象とする。

改正（R7.4～）

種別	設計金額	ランク	指名業者数	構成	入札方法	備考
測量・設計 コンサルタント	100万円以上 1,000万円未満	—	5以上	単体	指名競争入札	
	1,000万円以上	—	最低入札 執行者数 2	〃	（総合評価落札方式）※1 一般競争入札	（最低制限価格） ※1

※ 入札方法は原則としてこの表の区分によることとし、指名審査会で他の入札方法による場合もある。また、
※1 総合評価落札方式及び最低制限価格は、建設コンサルタント業務、建築設計業務を対象とする。

現行（R6.4～）

種別	設計金額	ランク	指名業者数	構成	入札方法	備考
物件借入 （リース等）	40万円以上	—	5以上	単体	指名競争入札	
財産買入 （備品購入）	80万円以上	—	5以上	単体	指名競争入札	
その他の 役務提供	50万円以上	—	5以上	単体	指名競争入札	

※ 入札方法は原則としてこの表の区分によることとし、指名審査会で他の入札方法による場合もある。

改正（R7.4～）

種別	設計金額	ランク	指名業者数	構成	入札方法	備考
物件借入 （リース等）	80万円以上	—	5以上	単体	指名競争入札	
財産買入 （物品購入） ※2	150万円以上	—	5以上	単体	指名競争入札	
その他の 役務提供	100万円以上	—	5以上	単体	指名競争入札	

※ 入札方法は原則としてこの表の区分によることとし、指名審査会で他の入札方法による場合もある。
※2 財産買入（物品購入）は備品購入だけでなく、消耗品等も含む全ての物品購入を対象とします。